

(参考) その他の論点への対応

林野庁

論点	意見・要望	対応方針
林野行政における再エネの位置付けの明確化	<ul style="list-style-type: none"> 再エネの適切な導入に林野庁自体が主体的な姿勢を見せるべきではないか。例えば、各地方の森林部局ごとに、国有林内の風力発電や地熱発電等の適地を年1回公募して再エネ導入を促すなどできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正温対法等に基づき地域の合意の下で進められる再エネ導入に向けては、地域の協議会に森林管理署等の職員が参画し、計画づくりの初期段階から国有林に関する情報の提供を行うなど、積極的に貢献する取組について検討していく考え。(令和3年度中(改正温対法施行まで)に検討)
情報公開の改善・徹底	<ul style="list-style-type: none"> 諮問機関を含めた手続に關与する機関の議事録・開催時期を各森林管理局HPにて公開すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護林管理委員会は、各森林管理局において定期的に年3回程度開催されており、委員名簿、委員会における資料及び議事概要については、各森林管理局ホームページで公表。しかし、各森林管理局の掲載内容にばらつきがあるため、<u>同委員会の開催後、速やかに委員名簿、資料及び議事概要等全局で統一した内容をホームページに公表するように指導済み。</u>
手続の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の本申請手続に要する標準的な処理期間の実態を把握し、短縮に努めるべき。 森林内の尾根線付近(国有林・民有林・県や行政管轄境界等)への再エネ計画が増えており、森林法(林地開発、保安林作業許可・解除等)、国有林野関係法令手続に伴う協議が複雑化・長期化しているため、国有林・森林法手続における横断的な事務局・窓口等を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 保安林について、事前相談制度の見直しやマニュアル整備などと合わせて実態の把握に取り組む考えであり、国有林野の貸付け等についても、<u>契約等手続の標準処理期間の検討に向けて実態の把握に取り組む考え(令和3年9月まで)。</u> 申請窓口について、都道府県及び国有林の担当部署の連絡先をホームページで公表済み。 また、民有林と国有林にまたがる場合は、双方の窓口間の連絡を密にすることで、審査の効率化が図られるよう指導していく考え(令和3年6月まで)。

FIT 認定・ 関連手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林の使用許可前の事業者変更に伴う FIT 認定変更手続きについては、利活用要望書提出後、国有林野管理審議会承認により、土地使用権原書面を取得したものとみなし、FIT 認定の変更がなされる運用に変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の使用許可前に事業者変更を行う場合において、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明書」を発行可能とする運用に通知を改正済み。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林使用許可の取得後、FIT 認定を第三者に譲渡する場合、FIT 認定の承継には国有林使用許可が必要である一方、国有林野使用許可の承継には FIT 認定が必要となっており、事実上第三者への譲渡が制約されており、事業譲渡が円滑に進むよう手続を変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の確実な事業の実施を確保する観点から、<u>契約又は使用許可後に事業譲渡することは原則として認めていないが、やむを得ない事情により事業譲渡を認める場合の条件及び手続について、資源エネルギー庁と連携して検討し整理（令和3年中）。</u>